

# 第 1 7 6 号 答 申

## 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成25年12月 2日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、2013年10月以降、南区中学校からの報告書（生徒指導にかかわるもの、体罰も含む）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月13日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

## 第 3 審査請求人の主張

### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 10月からの生徒指導に関するものがないということはありません。

(2) 平成25年12月 1日の報道によると、同年11月 1日に中学校生徒による男性教諭への暴行事件（以下、「本件事件」という。）が発生している。本件公開請求は12月 2日付けであり、本件事件から約 1か月経過している。該当する学校からは、教育委員会に報告が当然上がってきているはずである。

- (3) 仮に口頭、電話による報告であったとしても、記録は残っているはずである。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成25年10月以降に南区中学校から提出された生徒指導・体罰にかかる報告書は、平成25年10月 1日から本件公開請求日の同年12月 2日までに取得していない。
- 2 平成25年11月 1日に本件事件が発生し、学校から翌日に口頭で概要報告があった。本件事件について正式な報告書が作成され教育委員会に報告されたのが同年12月 6日であり、それ以前には文書として作成及び取得はしていない。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

##### 2 本件審査請求の対象となる行政文書について

- (1) 審査請求人が請求している行政文書は、2013年10月以降の南区中学校からの生徒指導及び体罰に係る報告書である。
- (2) 審査請求人は、南区において平成25年11月 1日に発生した、中学校の男子生徒による教諭への暴行事件について、同年12月 2日の本件請求時点で事件発生から約 1ヵ月経過しているにもかかわらず、文書が存在しないのは不自然である旨主張するので、本件審査請求の対象となる行政文書が存在するか否かについて検討する。
- (3) 当審査会の調査によると、実施機関において、「特別に指導を要する児童生徒について（報告）」（以下、「報告書」という。）とする様式を定め、暴力行為や薬物乱用、万引き、窃盗などの重篤な問題行動を起こした児童生徒について、その状況や指導内容を整理し実施機関へ報告するよう各学校長に対して指示しているが、提出時期についての具体的な指示の記載は無く、また、報告書による報告の手順等を定めた要領等は存在しない。
- (4) そして、本件事件は、事件発生の翌日に当該中学校の校長から実施機関

に電話により報告がされ、その後も事件の状況の把握については随時電話連絡により口頭で行われている。そして本件公開請求日後に作成された同年12月 6日付け報告書により初めて文書によって当該中学校から実施機関へ報告がされている。

(5) また、本件事件発生後、実施機関の職員がメモを作成していたと考えられるが、組織として共用された実態は認められないため、仮にメモが存在したとしても個人の覚えとして作成されたものであり、行政文書とは認められない。

(6) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

#### 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 1月14日	諮問書の受理
1月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月19日	実施機関の弁明意見書を受理
2月24日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
3月28日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成27年 4月17日 (第173回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
7月17日 (第176回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
11月13日 (第180回審査会)	調査審議
12月18日 (第181回審査会)	調査審議
平成28年 2月12日 (第183回審査会)	調査審議
3月30日	答申

